自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の施行期日は、平成二十六年五月二十日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
法務大臣　谷垣　禎一
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年四月二十三日
内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六十六号

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律施行令

内閣は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条第六号及び第三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（定義）

第一条　この政令において「自動車」とは、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（以下「法」という。）第一条第一項に規定する自動車をいう。

（通行禁止道路）

第二条　法第二条第六号の政令で定める道路又はその部分は、次に掲げるものとする。

一　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第八条第一項の道路標識等により自動車の通行が禁止されている道路又はその部分（当該道路標識等により一定の条件（通行の日又は時間のみに係るものを除く。次号において同じ。）に該当する自動車に対象を限定して通行が禁止されているもの及び次号に掲げるものを除く。）

二　道路交通法第八条第一項の道路標識等により自動車の通行につき一定の方向にするものが禁止されている道路又はその部分（当該道路標識等により一定の条件に該当する自動車に対象を限定して通行が禁止されているものを除く。）

三　高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する道路をいう。）又は自動車専用道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。）の部分であって、道路交通法第十七条第四項の規定により通行しなければならないとされているもの以外のもの

四　道路交通法第十七条第六項に規定する安全地帯又はその他の道路の部分

（自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある病気）

第三条　法第三条第二項の政令で定める病気は、次に掲げるものとする。

一　自動車の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する統合失調症

二　意識障害又は運動障害をもたらす発作が再発するおそれがあるてんかん（発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）

三　再発性の失神（脳全体の虚血により一過性の意識障害をもたらす病気であって、発作が再発するおそれがあるものをいう。）

四　自動車の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する低血糖症

五　自動車の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈するそう鬱病（そう病及び鬱病を含む。）

六　重度の眠気の症状を呈する睡眠障害

附　則

（施行期日）

1　この政令は、法の施行の日（平成二十六年五月二十日）から施行する。

（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令等の一部改正）

2　次に掲げる政令の規定中「第二百八条の三」を「第二百八条の二」に改める。

一　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（平成七年政令第四百十一号）第九条第二号ハ

二　特定家庭用機器再商品化法施行令（平成十年政令第三百七十八号）第四条第二号ハ

三　使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成十四年政令第三百八十九号）第十六条第二号ハ

（信託法施行令の一部改正）

3　信託法施行令（平成十九年政令第百九十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号ロ中「第二百八条の三第一項」を「第二百八条の二第一項」に改める。

法務大臣　谷垣　禎一
環境大臣　石原　伸晃
内閣総理大臣　安倍　晋三

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年四月二十三日
内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六十七号

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の施行期日は、平成二十六年五月一日とする。

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
環境大臣　石原　伸晃
内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○総務省令第四十六号

電波法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十六号）の施行に伴い、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月二十三日

総務大臣　新藤　義孝

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条の見出しを「（公表する免許状記載事項等）」に改め、同条第一項中「免許状等（法第二十五条第一項に規定する免許状等をいう。以下同じ。）に記載された事項」を「免許状に記載された事項若しくは法第二十七条の六第三項の規定により届け出られた事項（法第十四条第二項各号に掲げる事項に相当する事項に限る。）又は法第二十七条の二十二第一項の登録状に記載された事項若しくは法第二十七条の三十一の規定により届け出られた事項（法第二十七条の二十二第二項に規定する事項に相当する事項に限る。）（以下「免許状記載事項等」という。）に」、「次の各号に定める」を「次に掲げる」に改める。

第十一条の二の見出しを「（免許状記載事項等を公表しない無線局）」に改め、同条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第十八号中「免許状等に記載された事項」を「免許状記載事項等」に改める。

別表第二号の二中「免許状等記載事項」を「免許状記載事項等」に改める。

附則に次の一項を加える。

（附属設備）

5　法附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第百三条の二第四項第十一号の三の総務省令で定める附属設備は、中継局その他の設備に電力を供給し、又は当該設備を監視し、若しくは制御するための設備とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。